

令和5年3月17日（金曜日）

---

議 事 日 程

令和5年3月17日 午後1時30分 開議

日程第1 議案第1号 令和5年度舟橋村一般会計予算から議案第14号 村道の路線認定の件まで及び陳情第1号 「選択的夫婦別姓についての議論の推進を求める」意見書を国に提出することを要望する陳情  
(常任委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第2 議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査申し出の件

追加日程第1 議員提出議案第1号 舟橋村議会の個人情報の保護に関する条例制定の件  
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)

追加日程第2 議員提出議案第2号 舟橋村議会会議規則一部改正の件  
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員（7名）

1番 小杉知弘君  
2番 古川元規君  
3番 加藤智恵子君  
4番 田村馨君  
5番 森弘秋君  
6番 竹島貴行君  
7番 前原英石君

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職・氏名

村	長	渡 辺	光 君
教 育	長	早 川	誠 一 君
総 務 課	長	松 本	良 樹 君
生 活 環 境 課	長	田 中	勝 君
会 計 管 理 者		林	輝 君
代 表 監 査 委 員		川 崎	正 夫 君

---

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	松 本 良 樹
事 務 局 係 長	喜 田 義 樹

---

午後 1時30分 開議

○議長（前原英石君） ただいまの出席議員数は7人です。定足数に達していますので、令和5年3月舟橋村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### 議案第1号から議案第14号まで及び陳情第1号

○議長（前原英石君） 日程第1 議案第1号 令和5年度舟橋村一般会計予算から議案第14号 村道の路線認定の件まで及び陳情第1号 「選択的夫婦別姓についての議論の推進を求める」意見書を国に提出することを要望する陳情の15件を一括議題とします。

ただいま議題となりました各案件につきましては、各常任委員長から委員長報告が提出されており、その審査結果はお手元に配付のとおりです。

（常任委員長報告）

○議長（前原英石君） 各常任委員長から審査結果の報告を求めます。

総務教育常任委員長 森 弘秋君。

○総務教育常任委員長（森 弘秋君） 本定例会におきまして、総務教育常任委員会に付託されました諸案件の審査結果をご報告いたします。

付託案件は、議案第1号 令和5年度舟橋村一般会計予算のうち当委員会所管部分、議案第2号 令和5年度舟橋村土地取得事業特別会計予算、議案第6号 専決処分の承認を求める件のうち当委員会所管部分、議案第7号 令和4年度舟橋村一般会計補正予算（第10号）のうち当委員会所管部分、議案第9号 舟橋村個人情報保護法施行条例制定の件、議案第11号 舟橋村各種委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例一部改正の件であります。

本委員会におきまして、これらの諸案件について慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情案件について審査結果をご報告いたします。

陳情第1号 「選択的夫婦別姓についての議論の推進を求める」意見書を国に提出す

ることを要望する陳情については、不採択とするものであります。

以上をもちまして、総務教育常任委員長報告といたします。

○議長（前原英石君） 次に、産業厚生常任委員長 加藤智恵子君。

○産業厚生常任委員長（加藤智恵子君） 本定例会におきまして、産業厚生常任委員会に付託されました諸案件の審査結果をご報告いたします。

付託案件は、議案第1号 令和5年度舟橋村一般会計予算のうち当委員会所管部分、議案第3号 令和5年度舟橋村国民健康保険事業特別会計予算、議案第4号 令和5年度舟橋村簡易水道事業特別会計予算、議案第5号 令和5年度舟橋村後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第6号 専決処分の承認を求める件のうち当委員会所管部分、議案第7号 令和4年度舟橋村一般会計補正予算（第10号）のうち当委員会所管部分、議案第8号 令和4年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）、議案第10号 舟橋村印鑑条例一部改正の件、議案第12号 舟橋村子ども医療費助成に関する条例一部改正の件、議案第13号 舟橋村国民健康保険条例一部改正の件、議案第14号 村道の路線認定の件であります。

本委員会におきまして、これらの諸案件について慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、産業厚生常任委員長報告といたします。

○議長（前原英石君） 以上をもって、各常任委員長の審査結果の報告を終わります。

（質 疑）

○議長（前原英石君） これより、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

（討 論）

○議長（前原英石君） これより、各案件に対する討論を行います。

討論ありませんか。

4番 田村 馨君。

○4番（田村 馨君） 4番田村馨でございます。私は、陳情第1号、「選択的夫婦別姓

についての議論の推進を求める」意見書を国に提出することに賛成し、総務教育常任委員長報告に反対の立場から討論を行います。

近年、女性の就業者数が増加し、結婚後も仕事を続ける女性が大半となるなど、女性の社会進出はもはや当たり前となっています。しかし、結婚に当たっては夫婦が同一の姓を称すると定めた民法第750条の規定から、女性の約96%が余儀なく改姓している現状があります。改姓による社会的キャリア、そして社会的・個人的アイデンティティの喪失や支障、不便、不利益性が女性に課せられる現状の解決には、民法750条の見直しが今や喫緊の課題であると言わざるを得ません。

国際社会において夫婦が同じ姓を名のることを法律で義務づけている国は、日本以外には見当たりません。我が国の法制審議会は、既に1996年に選択的夫婦別姓制度の導入を答申しています。しかし、一向に応えようとしてこなかった国、政府は、国連の女性差別撤廃委員会の総括所見において、2003年及び2009年に民法750条を改正するよう勧告され、引き続き2016年にも3度目となる勧告を受けています。

このような女性差別を容認し続ける国の姿勢は、国際的にも恥ずべきものと言わざるを得ません。選択的夫婦別姓制度の導入に向け、速やかに法改正をすべきであります。

家族形態の変化や生活様式の多様化も進む中、国民の意識の動向にも変化が見られます。2021年12月に行われた内閣府の世論調査では、「現在の制度である夫婦同姓の制度を維持したほうがよい」が27%に対して、「現在の制度である夫婦同姓を維持した上で、旧姓の通称使用についての法制度を設けたほうがよい」が42.2%、「選択的夫婦別姓制度を導入したほうがよい」が28.9%となっており、何らかの法制度の改正を求める意見は全体の71.1%となっています。調査全体を見れば、婚姻前の姓の使用について法的根拠、法整備を求める民意が圧倒的多数とみなされます。

今、旧姓を通称として使用することは任意の便宜的な措置であり、勤務先で通称使用が認められても、国家資格は通称では認められません。税や社会保険、預貯金の口座やクレジットカード、携帯電話の契約、法人登記や成年後見人の登記などでは、戸籍姓を用いることになります。

通称使用とはダブルネームを認めることです。個人には使い分ける負担を増加させ、社会的にはダブルネーム管理のコストや個人の識別の誤りのリスクを増大させます。そして何よりも、婚姻の際に姓の変更を望まない当事者にとって、個人の人格、アイデンティティに関わる本質的・根源的な問題は解決できません。

個人の姓名は個人のアイデンティティーそのものであり、個人が自己の姓名を選択し、これを呼称すること、それ自体が保障されなければなりません。

国民の間に家制度への考え方や家族間による意見の違いがあります。ですから、選択的夫婦別姓制度は夫婦同一姓を選ぶ人の権利も保障しており、国民それぞれの思いをかなえる選択肢となる制度です。

少子化の急激な進行により、姓の問題で結婚をためらう人もあるとの調査結果もあります。これ以上、議論を先延ばしすることは許されません。若い世代が将来に展望を持ち、希望を実現できる社会にしていくために、国民の多様な行為を真摯に受け止め、国連のSDGsが提唱する「誰一人取り残さない」社会に向けて、選択的夫婦別姓制度についての議論を推進していただくことを本議会として国に働きかけることを求め、以上、陳情第1号に賛成し、総務教育常任委員長の報告に反対する討論といたします。

○議長（前原英石君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） 討論がないようですから、討論を終わります。

（議案の採決）

○議長（前原英石君） これより、採決いたします。

まず、議案第1号 令和5年度舟橋村一般会計予算から議案第5号 令和5年度舟橋村後期高齢者医療事業特別会計予算までの5件を一括して採決します。

以上の案件に対する各常任委員長の報告は可決であります。

以上の案件について、各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（前原英石君） 起立全員であります。

よって、議案第1号から議案第5号までの5件については原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 専決処分の承認を求める件について採決します。

この案件に対する各常任委員長の報告は可決であります。

この案件について、各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（前原英石君） 起立全員であります。

よって、議案第6号 専決処分の承認を求める件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 令和4年度舟橋村一般会計補正予算（第10号）及び議案第8号 令和4年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の2件を一括して採決します。

以上の案件に対する各常任委員長の報告は可決であります。

以上の案件について、各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（前原英石君） 起立全員であります。

よって、議案第7号及び議案第8号の2件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 舟橋村個人情報保護法施行条例制定の件から議案第13号 舟橋村国民健康保険条例一部改正の件までの5件を一括して採決します。

以上の案件に対する各常任委員長の報告は可決であります。

以上の案件について、各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（前原英石君） 起立全員であります。

よって、議案第9号から議案第13号までの5件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 村道の路線認定の件について採決します。

この案件に対する産業厚生常任委員長の報告は可決であります。

この案件について、産業厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（前原英石君） 起立全員であります。

よって、議案第14号 村道の路線認定の件は原案のとおり可決されました。

（陳情の採決）

○議長（前原英石君） 次に、陳情第1号 「選択的夫婦別姓についての議論の推進を求

める」意見書を国に提出することを要望する陳情の件について採決します。

この陳情について、総務教育常任委員長の報告は不採択であります。

この陳情について、総務教育常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（前原英石君） 賛成、反対が同数であります。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本件に対して裁決いたします。

本件については不採択と裁決いたします。

よって、陳情第1号については不採択とすることに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午後 1時48分 休憩

---

午後 1時49分 再開

○議長（前原英石君） ただいまの出席議員数は7人です。定足数に達していますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日 程 の 追 加

○議長（前原英石君） お諮りします。

ただいま古川元規君から、議員提出議案第1号 舟橋村議会の個人情報保護に関する条例制定の件が提出されました。これを日程に追加し、議員提出議案第1号を追加日程第1として議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

#### 議 員 提 出 議 案 第 1 号



○議長（前原英石君） 追加日程第1 議員提出議案第1号 舟橋村議会の個人情報の保護に関する条例制定の件について議題とします。

（提案理由の説明）

○議長（前原英石君） 提案理由の説明を求めます。

2番 古川元規君。

○2番（古川元規君） 2番古川元規です。

それでは、竹島貴行君、森弘秋君、田村馨君、加藤智恵子君、小杉知弘君の賛成を得て提出をさせていただきました議員提出議案第1号 舟橋村議会の個人情報の保護に関する条例制定の件について、提案理由をご説明申し上げます。

この条例の制定につきましては、国において社会のデジタル化に対応した個人情報保護等の諸課題に対応するため、全国的な共通ルールを法律で規定することとなり、舟橋村を含む地方公共団体の個人情報保護制度につきましても法の適用を受けることとなりますが、議会につきましては適用外となっております。そのため、これまでと同様に、議会における個人情報を保護するため、議会独自の条例の制定が必要であることから、本村議会においても個人情報保護に関する条例を制定するものです。

以上、何とぞご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前原英石君） 提案理由の説明が終わりました。

（質 疑）

○議長（前原英石君） これより、この案件に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

（討 論）

○議長（前原英石君） お諮りいたします。

本件については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略し、討論に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） 討論がないようですから、討論を終わります。

（採 決）

○議長（前原英石君） これより、採決いたします。

議員提出議案第1号 舟橋村議会の個人情報保護に関する条例制定の件について、  
原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日 程 の 追 加

○議長（前原英石君） お諮りします。

ただいま小杉知弘君から、議員提出議案第2号 舟橋村議会会議規則一部改正の件が  
提出されました。これを日程に追加し、議員提出議案第2号を追加日程第2として議題  
としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第2号を日程に追加し、追加日程第2として議題とするこ  
とに決定しました。

#### 議 員 提 出 議 案 第 2 号

○議長（前原英石君） 追加日程第2 議員提出議案第2号 舟橋村議会会議規則一部改  
正の件について議題とします。

（提案理由の説明）

○議長（前原英石君） 提案理由の説明を求めます。

1 番 小杉知弘君。

○1 番（小杉知弘君） 1 番小杉知弘です。

それでは、竹島貴行君、森弘秋君、田村馨君、加藤智恵子君、古川元規君の賛成を得て提出いたしました議員提出議案第 2 号 舟橋村議会会議規則一部改正の件について提案理由をご説明申し上げます。

地方議会におきましては、議員の成り手不足が喫緊の課題となっております。本村議会としても、成り手不足解消に向け、議会の機能強化を図るとともに、世代や性別にかかわらず、これまで以上に幅広く住民が議員に立候補し、活躍できる環境整備を進めていく必要がございます。

このような状況を踏まえ、議員活動と家庭生活との両立支援、性別に関係なく全ての議員が活動しやすい環境整備の一環として舟橋村議会会議規則を一部改正するものです。

改正内容としましては、欠席理由として事故及び出産による欠席しか記載されていなかった部分を、公務、病気やけが、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助といった議会への欠席事由を明記し、出産については母性保護の観点から産前・産後の欠席期間を規定するものでございます。

以上、何とぞご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前原英石君） 提案理由の説明が終わりました。

（質 疑）

○議長（前原英石君） これより、この案件に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

（討 論）

○議長（前原英石君） お諮りいたします。

本件については、会議規則第 39 条第 3 項の規定により委員会付託を省略し、討論に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） 討論がないようですから、討論を終わります。

（採 決）

○議長（前原英石君） これより、採決いたします。

議員提出議案第2号 舟橋村議会会議規則一部改正の件について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査申し出の件

○議長（前原英石君） 次に、日程第2 議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査申し出の件について議題といたします。

本件については、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、各委員会から閉会中における所管事務の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員長及び各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査申し出の件は、申し出一覧表のとおり決定いたしました。

---

#### 閉会中の継続審査の申し出一覧

委員会名	所管事務調査事項
議会運営委員会	1 議会の運営に関する事項
	2 議会関係の条例及び規則に関する事項
	3 議長の諮問に関する事項

委 員 会 名	所 管 事 務 調 査 事 項
総務教育常任委員会	1 村政の重要施策の推進に関する事項 2 防災対策の強化に関する事項 3 行財政の効率的な運営に関する事項 4 学校教育の充実に関する事項 5 スポーツ、生涯学習及び地域文化の振興に関する事項 6 消防の充実、強化に関する事項 7 他の常任委員会に属しない事項
産業厚生常任委員会	1 生活環境及び道路交通網の充実に関する事項 2 村民の健康維持、増進に関する事項 3 住民福祉の増進に関する事項 4 農業の振興対策に関する事項 5 商工業及び観光の発展に関する事項

村 長 挨 拶

○議長（前原英石君） 以上をもって、本定例会の全日程が終了いたしました。

本定例会を閉会するに当たり、村長から挨拶があります。

村長 渡辺 光君。

○村長（渡辺 光君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まずは、本定例会に提出いたしました14件の議案につきまして、慎重審議、満場一致の可決をいただきましたこと、誠にありがとうございます。

本定例会は、令和5年度予算をはじめ補正予算など重要な議案がございました。いただきましたご質問やご意見に対しましては、事業実施時には実直に対応を図りながら進めてまいりたいと考えております。ぜひとも議員各位におかれましては、議会期間中以外においても、引き続きご意見等を賜りたいと願っております。

そして、先般の全員協議会でもお示しさせていただきましたロードマップについてですが、改めて課された担いの重責を再認識いたしましたところではありますが、裏を返すならば、本村はまだまだ光輝ける可能性が多くあるものと感じました。

これからも、ほか自治体にも見劣りすることなく、選ばれる村へと進化を遂げていくためのロードマップでもあるものと感じております。引き続きその進化に向けて、村議会とともに舟橋村の新時代を築く両輪として、今後道を切り開いてまいりたいと考えております。

結びとなりますが、年度末、そして年度初めという頃合いに際し、ご多忙な日々をお

過ぎしかと存じます。お体ご自愛いただきますことをお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

---

閉 会 の 宣 告

○議長（前原英石君） これで本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和5年3月舟橋村議会定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午後 2時01分 閉会